

横植協会 03-35 号  
令和4年 3 月 3 日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会  
045-201-2378

(輸入種子関係)

【にがうり種子及びインド産の*Acidovorax avenae* subsp. *Citrulli* 宿主植物の種子に対する輸入検査対応について】

検査証明書を添付し輸入されたインド産かぼちゃ種子及び中国産にがうり種子から、植物防疫法施行規則別表2の2の19項で規定する検疫有害植物である*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*(スイカ果実汚斑細菌病菌)の生菌が付着していた可能性が確認されたとのこと。

このため、本細菌の侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応が実施されます。

(1)対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表2の2の19項に掲げる地域からのにがうり(*Momordica charantia*)及びインド産の規則別表2の2の19項に掲げる植物の種子

(2)対応を行う期間

令和4年3月4日から当面の間

(3)精密検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした 遺伝子検定の実施 対象検疫有害植物	検定数量
<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>	1,000粒

以上

令和4年3月3日

にがうり種子及びインド産の *Acidovorax avenae* subsp. *citrulli* 宿主植物の種子に対する輸入検査対応について

○ 緊急の暫定措置

今般、検査証明書を添付し輸入されたインド産かぼちゃ種子及び中国産にがうり種子において、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の19項で規定する検疫有害植物である *Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌。以下「本細菌」という。）の生菌が付着していた可能性が確認された。このため、本細菌の侵入を適切に防止するため、暫定的な措置として、輸入検査において以下の対応を実施する。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表2の2の19項に掲げる地域からのにがうり (*Momordica charantia*) 及びインド産の規則別表2の2の19項に掲げる植物の種子

(2) 対応を行う期間

令和4年3月4日から当面の間

(3) 精密検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>	1,000粒